

# 1 九州新幹線西九州ルート of 整備促進について

【総務省、国土交通省】

## 【提案・要望】

- 1 西九州地域の産業振興や交流人口の拡大を図るため、国において開発が進められてきたフリーゲージトレインの導入が断念されたという特殊事情も考慮し、責任ある立場として、以下の事項について対応すること
  - (1) 武雄温泉駅での対面乗換を早期に解消するため、また、武雄温泉・長崎間の建設費増加について県民の理解を得て対応するためにも、一刻も早く新鳥栖・武雄温泉間の整備のあり方に係る議論を進め、早期に整備方針を示すこと。また、西九州ルートへの直通運行も視野に入れたJR佐世保線の輸送改善に向けた支援の充実を図ること
  - (2) 整備方式については、西九州ルートの本来の姿である新大阪までの直通運行を実現し、投資効果・収支改善効果・時間短縮効果が最も高いフル規格とすること
  - (3) 地方負担や並行在来線等の課題解決に向けた方策を示すこと
  - (4) 新鳥栖・武雄温泉間の整備のあり方に係る議論を進め、令和2年度予算に環境影響評価調査費を計上すること
- 2 新幹線整備に伴い、上下分離されるJR長崎本線(肥前山口・諫早間)の鉄道施設の維持管理について、経営分離される並行在来線と同様の支援制度を充実・創設すること
- 3 新幹線と一体の整備が必要であることから、JR長崎本線連続立体交差事業の予算を確保すること

## 【本県の現状・課題等】

整備方式が定まっていない新鳥栖・武雄温泉間については、与党整備新幹線建設推進プロジェクトチーム「九州新幹線(西九州ルート)検討委員会」において、平成30年7月、「整備のあり方に係る中間とりまとめ」が示され、フリーゲージトレインの導入が断念されるとともに、フル規格又はミニ新幹線のいずれかを選択する必要があるとされた。

武雄温泉駅での対面乗換を早期に解消し、西九州ルートの本来の姿である新大阪までの直通運行を実現するため、早急に整備方式を決定していただく必要がある。

新幹線整備に伴い、JR長崎本線(肥前山口・諫早間)は上下分離され、引き続き、JR九州が運行することとなっているため、経営分離される並行在来線に対する支援(税制特例等)を受けることができない。

また、新幹線開業に合わせ、利用者の利便性を高めるため、JR長崎本線連続立体交差事業をはじめとする長崎駅周辺の整備を完了させる必要がある。

### (本県の取組)

国土交通大臣や与党PT座長、与党PT検討委員会委員長等に対して、県議会等と共に、フル規格による整備や地方負担の軽減等について、重ねて要請を行っている。

JR佐世保線については、今年度から佐世保・有田間の高速化に要する地上設備の整備等を進め、振り子型車両の導入と併せて、佐世保・博多間の高速化を図ることとしている。

JR長崎本線(肥前山口・諫早間)については、佐賀県、JR九州とともに上下分離実施に向けて協議を進めている。また、地域住民の重要な生活路線の維持のため、並行在来線関係道県協議会において、政府・与党及び関係省庁に対し各種支援制度の拡充・創設に向けて要請を行っている。

■各整備方式の比較検討結果

※国土交通省からの聞き取り

整備方式	フル規格	ミニ新幹線	
		単線並列	複線三線軌
概算建設費	約6,200億円	約1,800億円	約2,700億円
開業見込み (想定工期) <sup>※1</sup>	2035年度 (約12年)	2033年度 (約10年)	2037年度 (約14年)
※2 所要時間	長崎・博多間 <sup>※3</sup> (約1時間20分)	約1時間19分 (△約1分)	約1時間13分 (△約7分)
	長崎・新大阪間 <sup>※3</sup> (約3時間58分)	約3時間43分 (△約15分)	約3時間37分 (△約21分)
投資効果 (B/C)	3.1	2.9	2.5
収支改善効果 (年平均)	約86億円	約9億円	約1億円

※1 環境影響評価手続きを考慮し、2023年度末着工を想定。

※2 最速達タイプによる所要時間。需要予測等のための想定であり、開業後の運行ダイヤは営業主体が決定する。

※3 対面乗換方式の場合の所要時間(想定)。

注：費用、工期等は、今後の精査、関係者間の調整により、変更となる可能性がある。



【提案・要望実現の効果】

(項目1)

西九州ルートがフル規格で整備されることにより、新大阪までの直通運行が可能となり、関西や中国地方との交流人口が拡大、関西・中国圏との連携により社会経済の発展に寄与する。また、西九州地域がアジアの玄関口となり、高速鉄道網の整備により新たな観光ルートが構築され、観光立国を推進する国家戦略にも寄与する。

(項目2)

並行在来線と同様の支援が講じられることにより、地方負担の軽減が図られ、JR長崎本線(肥前山口・諫早間)の鉄道輸送サービスが将来にわたり安定的に維持される。

(項目3)

JR長崎本線連続立体交差事業と新幹線事業を一体的に整備することにより、新幹線効果を最大限に発現することが可能となる。

## 2 特定複合観光施設（IR）の区域認定について

【内閣官房、国土交通省、観光庁】

### 【提案・要望】

- 1 区域認定にかかる基本方針の内容、認定申請の時期等を速やかに示すとともに、区域認定を早期に実施すること
- 2 国際会議場・展示等施設をはじめとする中核施設については、柔軟・多様な活用をすることができるよう、運用の弾力化を認めること
- 3 IR導入にあたり懸念される社会的リスクの最小化に向け、ギャンブル依存症対策、青少年の健全育成、周辺環境の保全などについて、地方公共団体等とも連携した対策を講じること
- 4 九州へのIR誘致については、九州一体となった取組を進めているところであり、長崎県を特定複合観光施設区域として認定すること

### 【本県の現状・課題等】

我が国の人口が今後急激に減少することが見込まれる中、本県においても人口減少対策は喫緊の課題であり、地域の特性を活かした地方創生の取組を強力に推進していく必要がある。特に観光分野については大きな成長が見込まれることから、その競争力強化が急務である。

本県は観光需要が急速に拡大するアジアに近く、国内外から観光客を惹きつける質の高い数多くの観光資源を有していることに加え、九州各県と連携した広域的な観光振興の取組も進んでいる。

このような優位性を活かしながら、本県にIRという訪日観光の新たな玄関口を設けることができれば、ゴールデンルートに集中している訪日外国人観光客の動きに変化が生じ、新たな人の流れが生み出される。

また、IR導入により予想される社会的リスクについても、あらかじめ対策を講じておく必要がある。

#### （本県の取組）

本県では、民間、行政、議会が一体となって、IR区域認定をめざしており、大村湾に面した佐世保市ハウステンボス地域の約30ヘクタールの土地をIRの用地として確保している。

現在、長崎県・佐世保市IR推進協議会の有識者会議がとりまとめた「長崎IR基本構想」をもとに、IR事業者の公募・選定にかかる実施方針の策定など、区域整備計画の認定申請に向けた準備を着実に進めている。

また、九州地方知事会議においても「九州地域へのIR導入」にかかる特別決議が行われるなど、九州各県においても理解が深まっている。

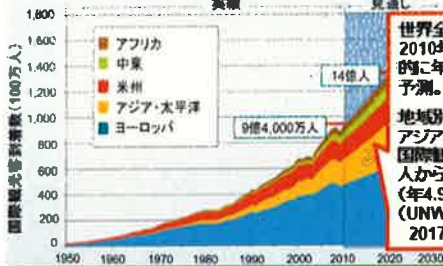
さらに、社会的リスクのひとつであるギャンブル依存症に対しては、相談から治療・回復に至るまで関係機関が連携した取組を推進している。

ポテンシャルを活かし、新しい窓口を開く

IRの導入 ～ポテンシャルを活かし、新しい窓口を開く～

① 観光需要が急速に拡大するアジアとの近接性

2030年までの国際観光需要予測 国連世界観光機関(WUNTO)



世界全体の国際観光客到着数は、2010年から2030年にかけて世界的に年平均3.3%増加することを予測。  
地域別で最も力強く成長するのはアジア・太平洋になる見込みで、国際観光客到着数は3億3,100万人から2030年には5億3,500万人(年4.9%増)に達するものと予測。(UNWTO Tourism Highlights 2017)

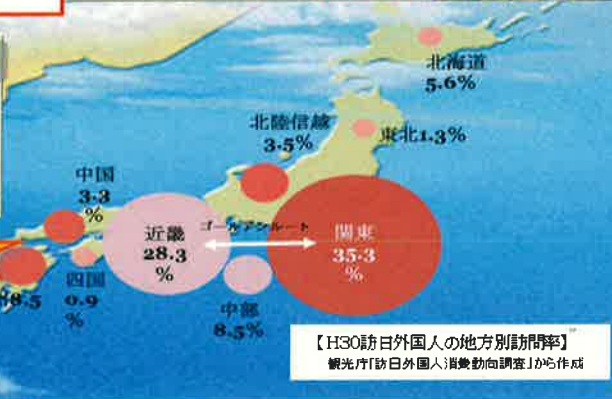
③ 長崎が持つ国際的にメッセージ性の高い観光資源

- 豊富な観光資源
  - ・世界最後の被爆の歴史
  - ・2つの世界遺産など
- 東アジアとの深いゆかり
  - ・ランタンフェスティバルなど
- ハウステンボスとの相乗効果
  - ・年間約300万人が来場



② 多様な観光資源を持つ観光圏 九州

- 温泉、自然、文化財など多種多様な観光資源が近接
- 特徴ある祭り・イベントの数々
- 九州単位での観光振興の取組



【H30訪日外国人の地方別訪問率】  
観光庁「訪日外国人消費動向調査」から作成

IR用地 (約30ha) の確保



九州・長崎 IR用地  
(佐世保市ハウステンボス地域)

九州一体となった取組

- 九州地方知事会議において「九州へのIR誘致」を特別決議 (H29年5、10月、H30年5、10月)
- 官民構成の九州地域戦略会議においてIR創設の取組を盛り込んだ九州観光戦略を承認
- 九州経済界トップ等による九州IR懇話会を開催 (H31年1月)
- 九州・長崎IR推進決起大会を開催 (H30年10月)
- IR議連等へIR誘致を要望 (H29年8月)  
※九州経済連合会、九州観光推進機構、長崎県、佐世保市、佐世保商工会議所が共同で要望



【提案・要望実現の効果】

(項目1) (項目2) (項目4)

本県にIRという訪日観光の新たな玄関口を設け、インバウンド客を直接招き入れることにより、ゴールデンルートに集中している訪日外国人観光客の動きに変化をもたらし、新たな人の流れを生み出す。

また、IRの経済効果が波及する産業のすそ野は広いことから、多様な業種で雇用が創出され、定住人口も増加する。

(項目3)

国が地方公共団体とも連携した対策を講じることにより、IR導入に伴う社会的リスクが軽減されるとともに、IRへの国民の理解も進む。

### 3 国営諫早湾干拓事業について

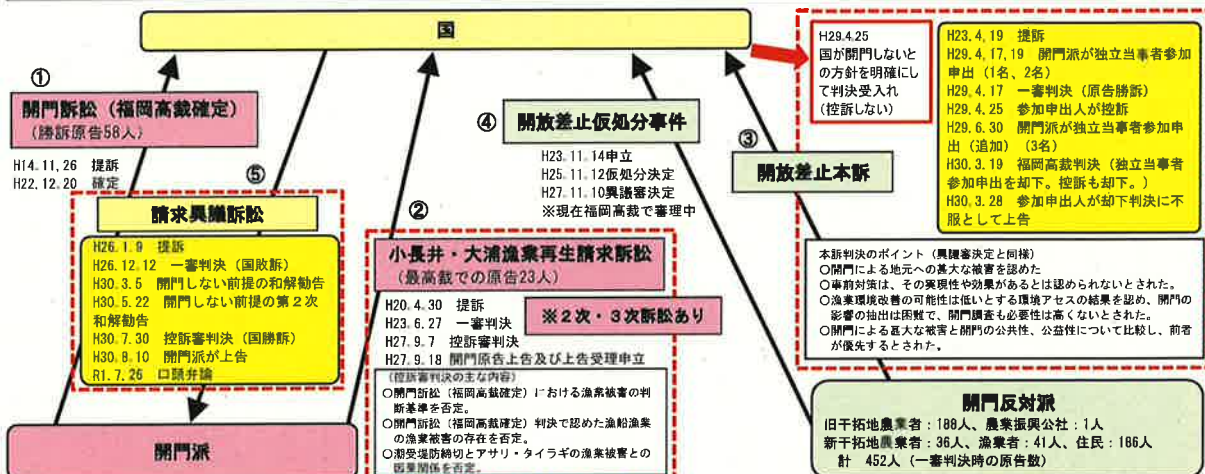
【法務省、農林水産省、国土交通省、環境省】

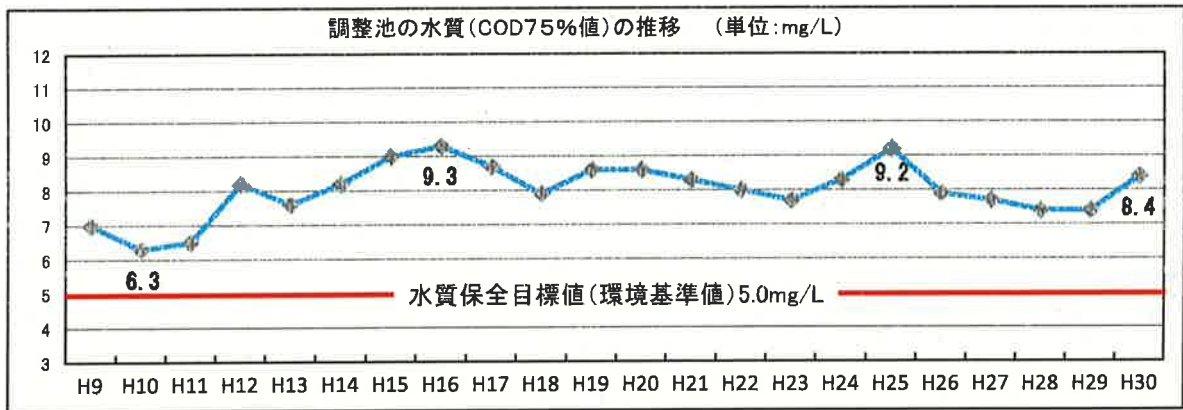
#### 【提案・要望】

- 1 平成29年4月に農林水産大臣談話で示された、「開門しないとの方針」を踏まえ、排水門開放差止本訴において出された排水門の開放差止請求を認める判決の早期確定に向けて引き続き努めていただきたいこと
- 2 長崎2次・3次開門請求訴訟において、開門の意義そのもの、すなわち、開門しても有明海の漁場環境の改善にはつながらないということなど、しっかりと主張・立証し、開門問題の早期解決を図っていただきたいこと
- 3 有明海の漁業不振の原因究明を進めるとともに、開門しない前提での海域特性に応じた効果的な水産振興策や環境改善対策を実施し、真の有明海再生を目指していただきたいこと
- 4 諫早湾干拓調整池の水質保全対策については、事業アセスで掲げた水質保全目標の達成に向け、水質改善のための効果的な対策及び予算の確保を、責任を持って行っていただきたいこと

#### 【本県の現状・課題等】

- 排水門開放差止本訴判決の早期確定  
開放差止を認めた長崎地裁判決については、国は控訴を断念したが、開門派が独立当業者参加申出を行い、その却下判決が出たものの上告したため、確定していない。
- 開門の意義  
国は、開門によらない基金による和解を目指すに当たっては、開門の意義（開門しても有明海の漁場環境の改善にはつながらないこと）を踏まえて対応していただくとともに、国民の理解を得るため、事業の経緯、効果（防災・営農）、開門した場合の問題点等を分かりやすく説明していただきたい。
- 有明海的环境変化  
有明海の貝類等の漁業不振は、熊本新港、筑後大堰等の巨大事業やノリの酸処理等の複合的な要因によるものであること、及び海域により流れや底質が異なること等を踏まえ、真の有明海再生に向けた抜本的な水産振興策を実施していただく必要がある。
- 調整池の水質保全対策  
調整池の水質保全対策については、第2期行動計画に基づき関係機関と連携を図りながら各種取組を行っているが、未だに水質目標に達していない状況である。現在、次期行動計画の策定作業を行っているが、面源やアオコ・ユスリカ対策等に加えて、濁りの抑制につながる浚渫や覆砂などの効果的対策が求められている。
- 地域資源の新たな利活用  
諫早湾干拓事業によって創出された干陸地等は、地域活性化のための非常に貴重な資源である。その利活用については、調整池の水質や周辺の自然環境等に配慮しながら国、県、地元市が一体となって推進していく必要がある。





新干拓地での営農



ロボトラによる無人・自動作業



高度環境制御栽培施設の制御装置

排水門前で行われる潮干狩り



高度環境制御栽培施設で栽培されたミニトマト

完全手掘りのアサリ

地域資源の新たな利活用



調整池(本明川)でのポート日本代表候補選手による合宿



干陸地で栽培された「幻の高来そば」

## 4 海洋再生可能エネルギー導入及び商用化の促進 について

【内閣府、経済産業省、環境省、国土交通省】

### 【提案・要望】

再生可能エネルギー海域利用法による一般海域の利用ルールが整備される中、洋上風力発電を中心とした海洋再生可能エネルギーの導入を促進するとともに、商用化による海洋エネルギー産業の国際競争力強化及び関連企業の集積など、地域活性化に向けた施策について、以下の支援を講じること

- 1 エネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの電源構成比率の実現には、洋上風力発電等の導入拡大が不可欠であり、事業者が積極的かつ計画的に商用化を実現できるよう、海洋再生可能エネルギーの導入目標を明示すること
- 2 商用化を促進していくためには、洋上の発電施設の建設や運用・メンテナンス等を行う専門人材を育成していくことが重要であり、実海域に訓練設備を整備するなど人材育成にかかる施策及び支援を講じるとともに、人材育成の場として実証フィールドの活用を図ること
- 3 海洋再生可能エネルギーの利用促進に向け、洋上風力発電や潮流発電等の技術開発等に係る事業の継続、及び事業予算を拡充するとともに、潮流発電の固定価格買取制度への追加について早期実現を図ること

### 【本県の現状・課題等】

海洋再生可能エネルギー海域利用法による一般海域の利用ルールが整備される中、更に洋上風力発電の導入拡大を図り、民間企業の海洋エネルギー発電への参入を拡大するためには、国が導入目標を明示し、市場の規模を企業が想定できることが必要である。

今後、商用化を促進させていく中で、先進地域である欧州と比べて、国内では、海洋エネルギー関連の専門人材がほとんどおらず、その育成は急務であり、実際に海上で従事する専門人材を実海域で実践的に育成する訓練設備などを整備していく必要がある。なお、本県には「海洋再生可能エネルギー実証フィールド」があり、人材育成の場として活用していくことも考えられる。

海洋エネルギーのポテンシャルの高さや造船関連技術等を活かした海洋関連産業の創出に取り組む中で、潮流発電等の海洋エネルギーの実用化には更なる技術開発が必要である。また、今後、洋上風力発電の普及・拡大のためには、コスト削減に向けた更なる研究開発も必要である。

さらに、五島市奈留沖での潮流発電実証研究が終了することを踏まえ、事業者が計画的に商用化を進めるためには、潮流発電の固定価格買取制度への追加が必要である。

#### (本県の取組)

地元産学官が海洋エネルギー関連分野の人材育成や研究開発等にかかる連携協定を締結しており、本県での関連産業の拠点化に向け、一体となった取組を進めている。

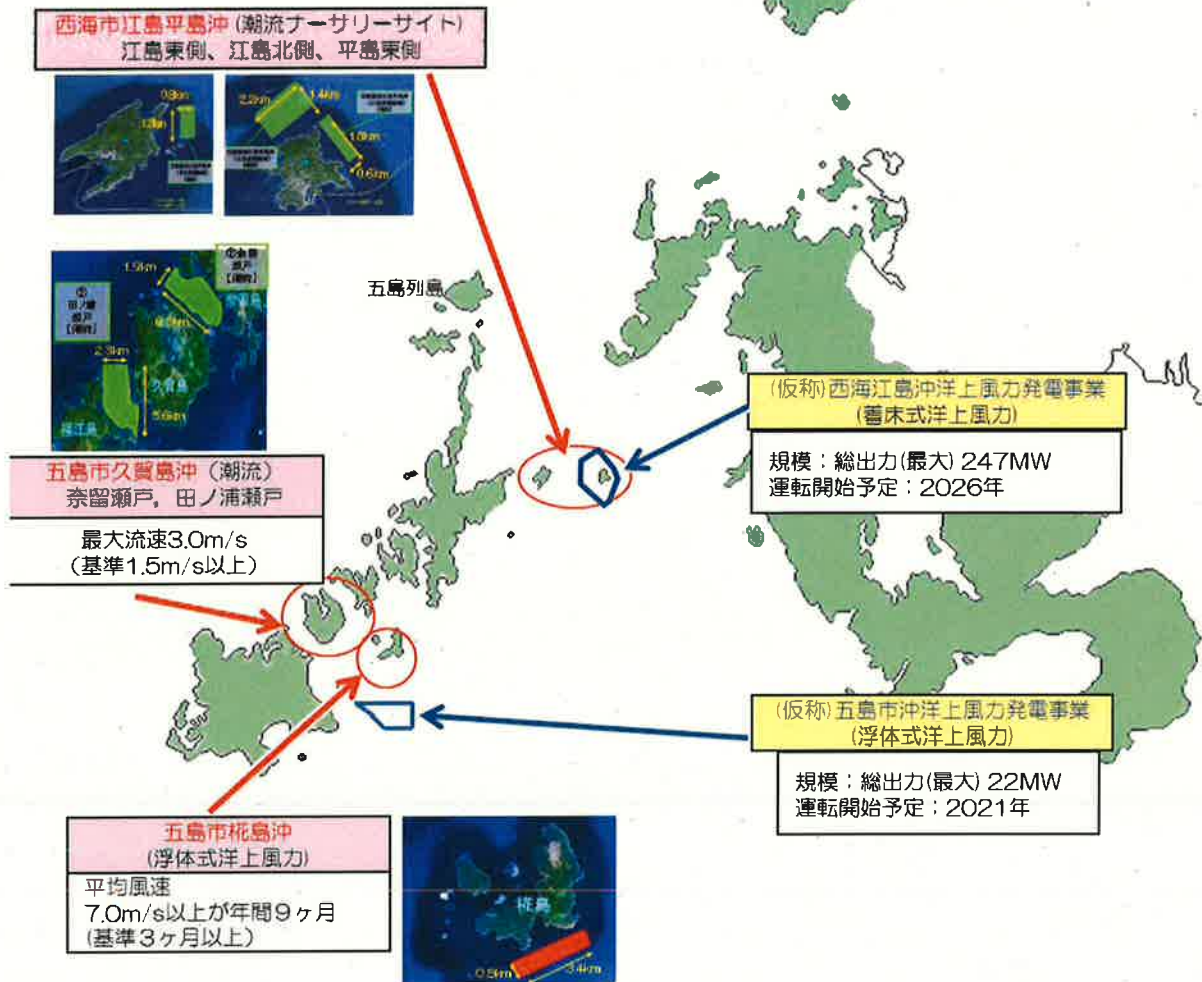
人材育成については、欧州等の先進地域の関係機関と連携しながら、実際に従事する社会人を中心とした、現場実践型の教育拠点の形成を検討している。

実証フィールドについては、実証フィールド運営主体の設立準備や、民間主導による実証事業の機能的な誘致活動に取り組んでいるところである。

地元産業界では、NPO法人「長崎海洋産業クラスター形成推進協議会」が設立され、会員企業が事業参入に向けた活動を行っており、また、地元大学では、国内外の大学や産業界と連携した研究開発が進められている。

### 長崎県の海洋再生可能エネルギー 実証フィールド

### 長崎県内海域の洋上風力発電の 計画状況



#### 【提案・要望実現の効果】

国による海洋再生可能エネルギーの導入目標の明示により、事業者の参入意欲が更に高まり、多くの海域で商用事業が促され、全国各地で新たな市場が創出されることで、海洋関連技術を有する企業等の発注増加、雇用の維持・拡大が進み、地域経済の活性化に繋がる。

本県の実証フィールドを中心とした県内海域において、世界最先端の実証試験が行われるとともに、現場実習と欧州の最新技術を組み合わせた、実践的な人材育成を行うことで、「研究開発・人材育成拠点」が形成される。

海洋再生可能エネルギーに係る各種研究開発が数多く実施され商用化が促進されることで、わが国の海洋エネルギー産業の国際競争力強化に寄与するとともに、県内企業が研究開発に積極的に参画することで、ノウハウ蓄積や技術力アップも図られる。



## 5 地方創生に必要な施策を講じるための財源措置の充実について

【内閣府、総務省】

### 【提案・要望】

地方の人口減少に歯止めをかけ、地方創生を確実に推進するために必要な以下の財源措置を講じること

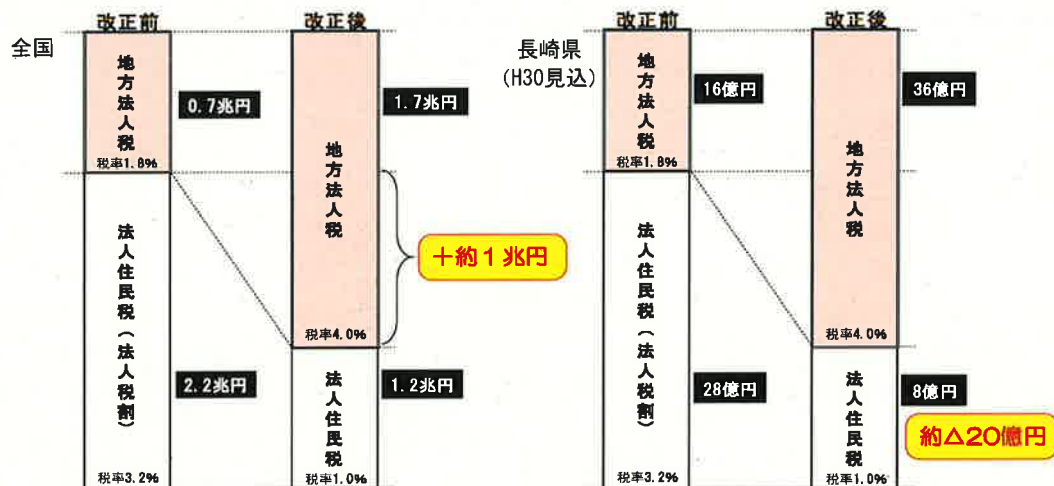
- 1 地方法人課税の偏在是正措置により生じる財源については、地方が偏在是正の効果を実感できるよう、必要な歳出を地方財政計画に計上するなど、その全額を地方のために活用するとともに、地方交付税の算定については、条件不利地域を有する団体や財政力の弱い団体に配慮すること
- 2 次期「地方版総合戦略」の推進に必要な財源措置を講じること
  - (1) 地方財政計画における「まち・ひと・しごと創生事業費（1.0兆円）」を拡充するとともに、その算定については、引き続き長期にわたる取組が必要な条件不利地域等に配慮すること
  - (2) 地方創生推進交付金については、令和元年度予算で1,000億円が措置されたことを踏まえ、地域の活力再生や移住定住推進など、引き続き地方の需要に応じた十分な額を確保すること

### 【本県の現状・課題等】

本県においては、地方版総合戦略で定めた地方創生に係る基本目標の達成に向け、雇用の場の確保と若者の県内定着対策や、移住促進対策の強化など重点プロジェクトに取り組んでいるところである。

また、本県では地理的要因や産業構造の問題などから、全国を上回るペースで人口減少が進み、経済情勢も依然として厳しい状況にあることから、人口減少に歯止めをかけ、地域間競争に打ち勝つことのできる活力ある地域社会を存続していくためには、良質な雇用の場の創出をはじめ更なる地域経済活性化を推進する必要がある。

そのため、税収格差に関係なく、令和2年度以降も地方創生・人口減少対策や地域活性化・雇用対策などの各種施策を地方が継続的かつ主体的に取り組むための必要な歳出について財政措置を拡充する必要がある。



- ・本県影響額：法人住民税△20億円（28億円→8億円）
- ・交付税原資化の増分＋1兆円については、地方が偏在是正の効果を実感できるよう、地方交付税による適切な配分が必要

## ○人口減少の状況

(単位：人)

	平成25年	平成30年	増減率
全 国	128,373,879	127,707,259	▲ 0.51
長崎県	1,427,133	1,379,003	▲ 3.37

## ○有効求人倍率の状況

	平成25年	平成30年
全 国	0.93	1.61
長崎県	0.73	1.25

## ○財政力指数（平成29年度）

全 国	0.52
長崎県	0.34
全国順位	41位

## ○県税収入の状況

(単位：億円)

	平成24年度	平成29年度	増減率
全 国	141,456	183,967	30.1
長崎県	990	1,169	18.1

## ○本県における人口減少対策事業費

(単位：億円)

平成30年度		令和元年度	
事業数	事業費	事業数	事業費
228	219	236	230

## ○本県における地方創生推進交付金の活用状況

(単位：億円)

平成30年度		令和元年度	
事業数	採択額（国費）	事業数	採択額（国費）
12	12	14	13

これまでの取組に加え、次期「地方版総合戦略」に基づく地方創生の新たなステージに確実に進むために、財源措置の拡充が必要

## 地方財政計画上の措置

- ・ 地方法人課税の偏在是正措置により生じる財源を活用した地方財政計画（歳出）への計上
- ・ 「まち・ひと・しごと創生事業費」の拡充
- ・ 地方創生に関する交付金の確保

## 地方の実情を考慮した算定措置

- ・ 財政力、条件不利地域等に配慮した交付税の算定

## 【提案・要望実現の効果】

本県においては、人口減少が急速に進行する中、2060年の人口予測78万人を100万人超まで引き上げるため、長崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、雇用の場の確保と若者の県内定着対策、移住促進対策、結婚・出産・子育て支援、集落維持・活性化対策などの重点プロジェクトに取り組んでいる。

しかしながら、社会保障費の増加や人口減少、離島特有の財政需要などから、本県の財政は極めて厳しい状況にある。地方財政計画及び地方交付税の算定、地方創生に関する交付金等の財政措置を通して、安定的に十分な財源を確保することにより、地方創生に向けた重点プロジェクトにかかる取組を加速化し、人口減少の抑制や東京一極集中等の是正を図るものである。

## 6 有人国境離島地域の保全及び地域社会の維持について

【内閣府、総務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、防衛省】

### 【提案・要望】

有人国境離島地域に住民が安心して暮らし続けられる環境を整備し、将来の無人化を防止するため、有人国境離島法に掲げられた事項にかかる施策の充実強化を図ること

- 1 「特定有人国境離島地域社会維持推進交付金」など有人国境離島地域の保全及び地域社会の維持に必要な予算を確保すること
- 2 有人国境離島地域への国の行政機関の設置について、特に海上保安部及び自衛隊の部隊の体制強化や増員を図ること
- 3 有人国境離島地域の保全のみならず、住民生活を維持し、人流・物流の拡大を図るため、港湾等の整備を促進すること
- 4 「特定有人国境離島地域社会維持推進交付金」について、航路・航空路運賃低廉化の対象範囲の拡大や滞在型観光促進のための割引制度の充実、島外からの人材確保対策の強化など、対象事業の拡充を図ること
- 5 特定有人国境離島地域に関する啓発活動や情報発信を充実するとともに、関係地方公共団体の連携に向けた協力・支援を行うこと

### 【本県の現状・課題等】

有人国境離島地域は、人が住み続けることによって、我が国の領海、排他的経済水域等の保全等に関する活動拠点としての国家的な役割を担っている。

本県の悲願であった有人国境離島法が、本県選出議員をはじめ関係国会議員の多大なるご尽力により議員立法で成立し、平成29年4月から施行された。

人口が昭和30年から平成27年までの60年間に58.9%も減少し、毎年約1,000人もの社会減が続く本県の特定有人国境離島地域において、国の基本目標である2027年における「人口の社会増の実現」を達成するには、必要な予算の確保に加え、五島市、対馬市などの関係市町及び議会が要望している海上保安部や自衛隊の部隊の体制強化や、更なる交流人口拡大や地域経済活性化につながる航路・航空路運賃低廉化の対象範囲の拡大など、国の施策の充実強化が必要である。

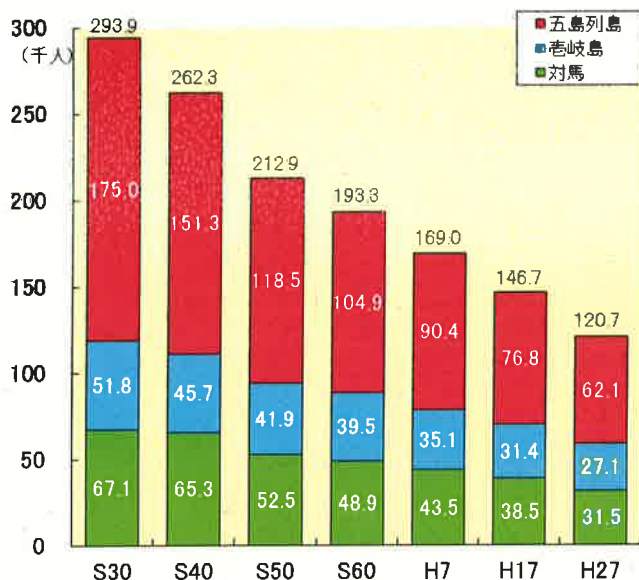
#### (本県の取組)

法の施行にあわせ、関係市町とともに国の施策を最大限活用して、有人国境離島地域の活性化に全力で取り組んでいるところである。

法施行後においては、本県選出国会議員のご尽力を賜りながら、雇用機会拡充などの事業を全国で最も活用させていただいた結果、平成30年における社会減が615人まで縮小し法施行前から400人を超える改善となるなど、有人国境離島法による施策効果が着実に現れてきている。

しかしながら、有人国境離島地域における人材確保は更に厳しさを増していることから島外からの人材確保対策を強化していく必要がある。

◆本県特定有人国境離島地域の人口推移<国勢調査>



<特定有人国境離島地域の人口等>

	全国	本県	比率
島の数	71 島	40 島	56.34%
人口 (H27国調)	269,307 人	120,677 人	44.81%

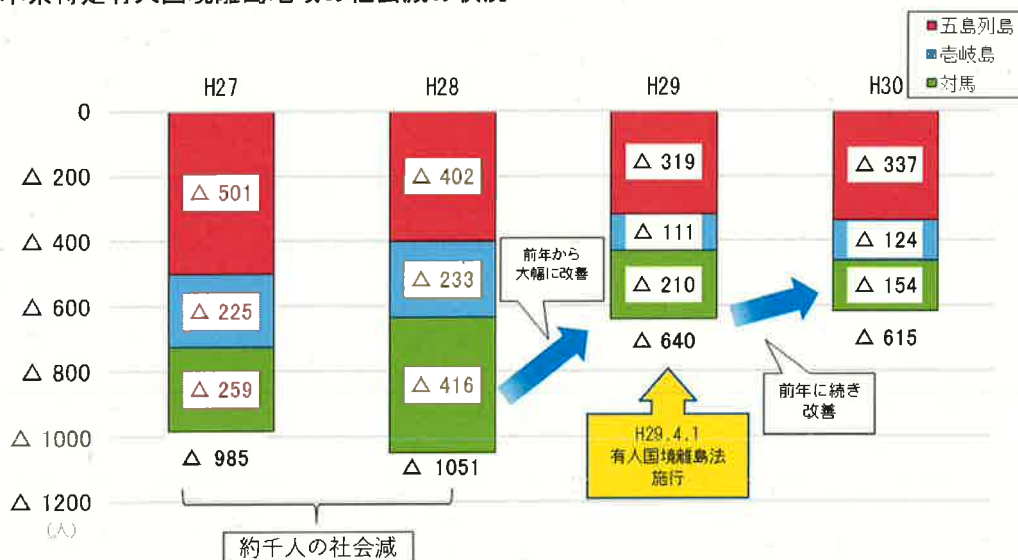
<特定有人国境離島地域の社会減の状況>



全国の特定有人国境離島地域 Δ1,773人

出典：総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」(H27年) ※いわゆる「一部離島」の市町村(輪島市、萩市、佐世保市、西海市、薩摩川内市)を除く

◆本県特定有人国境離島地域の社会減の状況



出典：「長崎県異動人口調査」※いわゆる「一部離島」の市町村(佐世保市、西海市)を除く

【提案・要望実現の効果】

「特定有人国境離島地域社会維持推進交付金」の拡充や、国による特定有人国境離島地域に関する啓発活動や情報発信の充実などにより、交流人口の拡大及び雇用の場の創出等を更に推進することができる。

また、東シナ海周辺における海洋資源開発や外国漁船の操業が活発化する中、海上保安部や自衛隊の部隊の体制強化等がなされることにより、領海警備等の対応強化が図られ、地域の人口の維持・増加につながるるとともに、住民生活及び生産・流通の基盤である港湾等の整備が促進されることにより、地域経済を活性化することができる。

## 7 離島振興対策の充実について

【内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省】

### 【提案・要望】

離島振興法に基づく離島振興計画を推進し、離島地域の自立的発展や定住促進等を更に強化するため、以下の施策を講じること

- 1 介護サービスの利用機会の拡大と利用者の負担増軽減や情報通信基盤の整備促進など、離島振興法に掲げられた施策の更なる充実
- 2 「離島活性化交付金」について、輸送コスト支援の指定品目数の更なる拡大等をはじめ、インバウンドを含む交流人口の拡大に必要な観光地のトイレの改修にかかる対象経費の拡大や、企業誘致等に必要なおし金の整備に要する施設の改修、離島留学促進のための寄宿舍等の整備への事業対象拡大及び必要な予算の確保
- 3 離島地域と本土地域のガソリン価格差を抜本的に是正するための揮発油税等の減免
- 4 離島の生活環境、道路の整備等のために必要な公共事業予算の財源確保

### 【本県の現状・課題等】

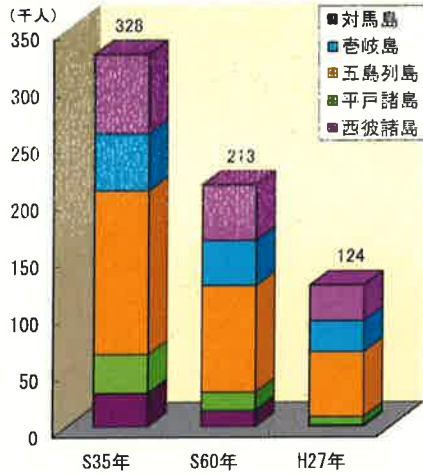
本県は、51島の離島振興法指定有人離島を有する全国一の離島県であり、そのうち40島は有人国境離島法において特定有人国境離島地域を構成している。

本県の離島の多くはわが国の外縁部に位置するため、地理的に不利条件がことさら厳しく、この自然的制約に由来する不利条件は、地域自らの創意工夫による努力のみでは到底解決できないものとなっている。

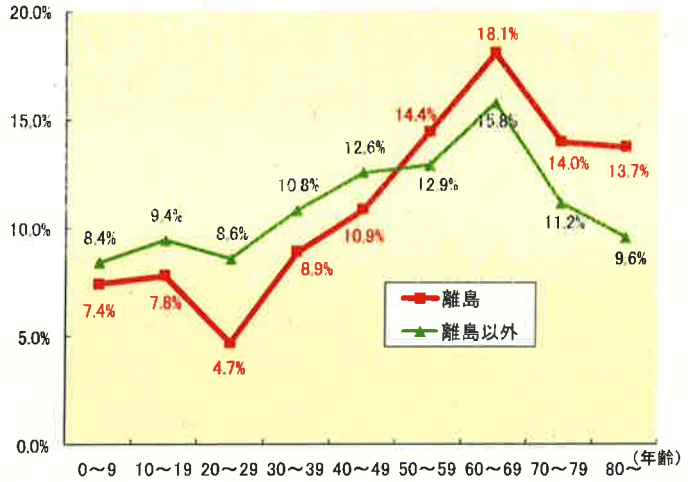
これまで県、関係市町で様々な振興施策を実施してきたが、しまの人口減少に歯止めをかけることができず、介護サービス基盤や情報通信基盤については、人口減少の進展により、民間事業者の参入がより困難化しているため、整備や更新が遅れている。

よって、離島の自立的発展の実現に向けて、本土と同等以上の競争条件を作り離島の定住環境を整えるため、離島の不利条件の解消に国策として取り組んでいただく必要がある。

◆離島の人口推移 <国勢調査>



◆本県の年齢別人口構成比(H27年) <国勢調査>



◆離島における介護サービスの状況

要介護・要支援者がサービスを利用しながら居住している島の数	介護(予防)サービス別・サービス提供の状況																											
	訪問介護	訪問入浴介護	訪問看護	訪問リハ	居宅療養管理指導	通所介護	通所リハ	短期入所生活介護	短期入所療養介護(老健)	短期入所療養介護(療養型医療施設)	福祉用具貸与	福祉用具購入費	住宅改修費	生活介護	特定施設入居者生活介護	居宅介護支援	介護予防支援	地域密着型(介護予防)サービス										
23	5	11	8	9	13	4	11	4	0	29	8	8	4	24	2	1	15	3	9	9	0	0	0	0	9	6	0	0

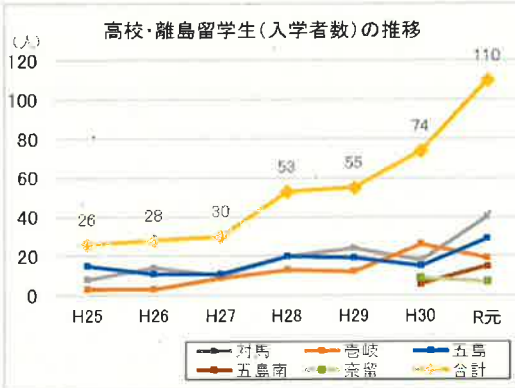
要介護・要支援者が居住する離島振興法の指定を受けた島の数：43島

【留意事項】 ※各数値は島の数。平成30年4月30日時点のサービス提供状況を記載。(介護サービスについては4月サービス分)

※介護予防サービスは、同種の介護サービス欄に計上。

※「要介護・要支援者がサービスを利用しながら居住」とは、島内事業者の介護サービスを受けている、もしくは、車で移動可能(橋が架かっている)の島外で介護サービスを受けている場合。または、島外事業者が、来島してサービスを提供している場合。

◆高校・離島留学の状況



○入学者数の内訳

学校名	H29	H30	R元
対馬高校(韓国語)	24	18	40
壱岐高校(歴史・中国語)	12	26	19
五島高校(スポーツ)	19	15	29
五島南高校(夢トライ)	—	6	15
奈留高校(E-アイランド・スクール)	—	9	7
計	55	74	110

【提案・要望実現の効果】

離島振興法に規定されている「介護サービスの確保等」、「情報の流通の円滑化及び通信体系の充実」などに関する施策の更なる充実により、本土との格差や不利条件を緩和することができるとともに、離島地域からの要請に沿えるような「離島活性化交付金」の拡充により、雇用の創出や交流人口の拡大、定住の促進などに関して地域独自の振興策の実現が期待できる。

また、本土とのガソリン価格差の抜本的是正及び必要な公共事業予算の財源確保により、生活の安定及び福祉の向上を図ることができる。

## 8 離島航路対策の強化について

【国土交通省】

### 【提案・要望】

離島航路は住民生活及び物資の輸送、経済活動のみならず、観光需要への対応など交流人口の拡大にとって極めて重要であることから、船舶が安全で安定的に運航されるよう船舶の建造等にかかる財政措置を強化するとともに、離島航路の安定化のため地元自治体との連携の強化を図ること

#### 1 船舶の建造に係る補助制度の創設・拡充について

(1) ジェットフォイルは、本土と離島間を結ぶ高速交通機関として、高速性等の機能面に優れるとともに、揺れも少なく快適性を有する交通手段である

また、有人国境離島法の滞在型観光促進事業による島外からのインバウンド需要や、世界遺産、日本遺産への観光需要等への対応をはじめ、交流人口の拡大を目指す本県にとって、ジェットフォイルは必要不可欠な高速海上交通であることから、船舶の建造等が促進されるよう補助制度を創設すること

(2) 旅客輸送や物資の運送を担うフェリー等は住民生活の維持、経済活動及び交流拡大等に重要な役割を果たすことから、離島航路の維持・確保のため、船舶が安定的に運航されるよう船舶建造にかかる補助制度を拡充すること

#### 2 指定区間の設定のある離島航路の安定化について

(1) 航路事業者の事業計画や経営状況などについては、地元自治体と積極的に情報共有を図るとともに、引き続き離島航路の安定化に向けて連携した取組を行うこと

(2) 指定区間の設定のある航路において、新規航路事業者から一般旅客定期航路事業の許可申請が行われた場合は、地元自治体と情報共有を図ること

### 【本県の現状・課題等】

離島航路は、住民の生活や産業活動にとって極めて重要な地域公共交通であるが、人口の減少が続く中、船舶事業者の経営は厳しさを増しており、船舶の維持・更新に苦慮している現状である。

また、ジェットフォイルの平成30年度の利用実績は県内約87万人であり本土と五島列島・壱岐・対馬地方を結ぶ航路の旅客利用のうち約43%を占めることから、離島住民の生活の足としてだけでなく、観光産業振興のための海上交通手段としても深く浸透している。

本県においては、現在、長崎～五島、博多～壱岐～対馬の2航路において、4隻のジェットフォイルが運航しており、いずれも船齢が25年以上経過していることから、船舶の更新については将来を見据えた取組みが必要である。

国においては、平成27年度、船舶共有建造制度において、ジェットフォイルの共有期間を9年から最大15年に拡充されたところであるが、導入当時に比べ船価が高額（1隻約50億円）となっているため、厳しい経営環境におかれている各航路事業者においては、ジェットフォイルの更新が難しい状況である。

また、離島航路の突然の運休が発生したことから、離島航路の安定化に向けた取組みが課題となっている。

**【本県の取組】**

県としては、ジェットフォイルの更新（建造）の取組を進めるため、関係する都県による情報交換会を開催し、関係自治体や船舶建造事業者との意見交換などを行っている。

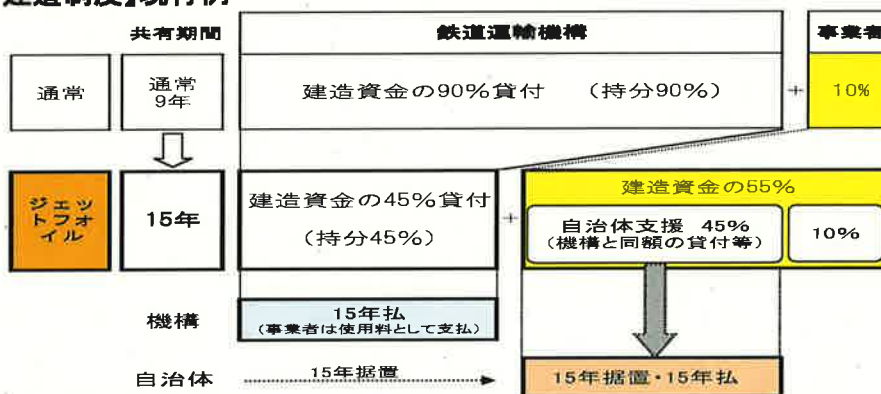


長崎県内の離島航路を運航しているジェットフォイル



長崎県内の離島航路を運航している船舶

**【船舶共有建造制度】現行例**



**【提案・要望実現の効果】**

(項目1 (1))

導入当時に比べ船価が高額となっているジェットフォイルの更新費用を軽減し、海上高速交通の維持を図ることができることから、島外への通院など日常生活での移動に加えて、観光等における交流人口の拡大に寄与することができる。

(項目1 (2))

離島を多く有する本県にとって、航路は住民等の移動及び生活物資の運搬などのために欠かせない公共交通であり、船舶の建造等が安定的に行われることにより、住民の暮らしの確保及び地域の活力維持につながるものである。

(項目2)

指定区間の設定のある航路については、船舶以外には交通機関がない区間又は船舶以外の交通機関によることが著しく不便である区間であることから、離島等の住民が日常生活及び社会生活を営むうえで必要不可欠なものである。

そのため、既存航路事業者の経営状況等や新規航路事業の許可申請については、地元自治体と情報共有等を行い、連携した取り組みを行うことで、離島航路の安定化につなげるものである。



## 9 新たな過疎対策法の制定について

【総務省】

### 【提案・要望】

これまで第4次となる「過疎地域自立促進特別措置法」に基づき、過疎対策事業債をはじめとする様々な過疎対策が行われてきたところであり、本県は多くの過疎地域を有する中、過疎地域の自立促進、活性化などの目的のための過疎法は重要な役割を果たしてきた。

現行過疎法の期限が令和3年3月末と迫る中、人口減少に歯止めをかけるべく、その地域の特性を活かした産業の振興や雇用の確保、地域づくりの諸施策など過疎地域の自立促進・活性化を図っていくためには、引き続き総合的な過疎対策を実施していく必要があるため、以下の対策を講じること。

- 1 現行法の期限終了後も、過疎地域の振興が図られるよう新たな過疎法を制定すること
- 2 新たな過疎法においても、現行法第33条の規定による「市町村の配置分合等があった場合の特例」を引き続き堅持すること
- 3 新たな過疎法においても、過疎地域の自立促進に必要な現行の過疎対策事業債をはじめ各種支援制度を維持すること

### 【本県の現状・課題等】

本県の過疎地域は、県土面積の68.5%を占め、その大部分が離島・半島地域となっており、また、本県は、全国的にみても人口減少、少子・高齢化のスピードが早く、集落の維持、産業の担い手不足など過疎地域を取り巻く環境は依然として厳しい状況にある。

これまでの過疎対策の実施により、生活環境の改善等に一定の成果がみられるものの、産業分野（雇用の場の確保や担い手不足等）、交通分野（道路等のインフラ整備、離島航路・航空路、地域交通の維持等）、医療分野（医師の確保等）をはじめ、生活基盤等の整備において、今、なお、多くの課題を抱えている状況にある。

本県過疎地域の地理的・地形的なハンディを克服するための基盤整備やその維持、継続的な振興施策など、今後とも過疎対策や人口減少対策に効果の高い取組を重点的に進めていくためにも、過疎対策事業債（ハード・ソフト）をはじめとする現行過疎法に基づく支援制度は必要不可欠であり、また、過疎地域の自立を目指すために実効性のある施策を推進していくためには、地域の実情にあわせた新たな過疎対策が必要である。

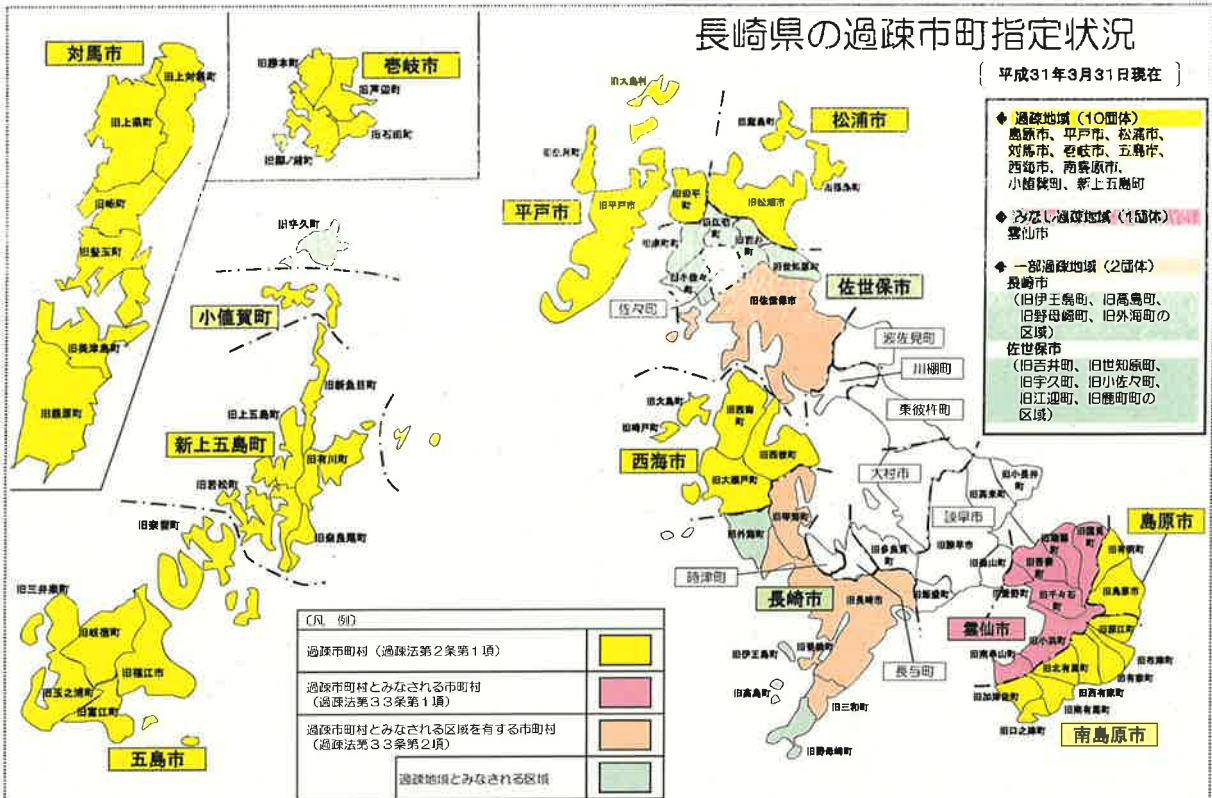
#### （本県の取組）

本県の過疎対策の取組として、これまで産業の振興や交通通信体系のインフラ整備、農林水産業の担い手確保等のほか、過疎債（ソフト）を活用した、しまとく通貨発行や輸送コスト対策、燃油高騰対策といった離島地域が多い本県特有の事業にも取り組んできた。

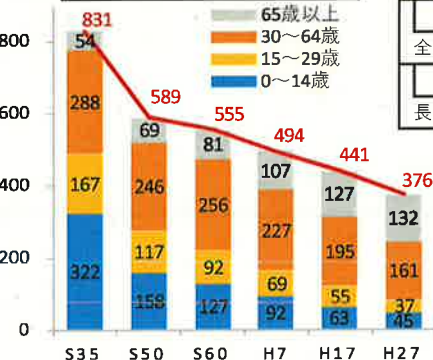
現行過疎法の期限が令和3年3月末と迫る中、今後の過疎対策のあり方について、国の過疎問題懇談会等での議論が進められ、対策の検証や新たな課題などの整理・検討が進められている。本県においても、庁内に「長崎県過疎地域活性化研究会」を設置し、今後の新たな制度創設に向けた研究や本県過疎地域の課題などの整理・検討を進め、今後、国等への提案も行うこととしている。

# 長崎県の過疎市町指定状況

〔平成31年3月31日現在〕



長崎県の過疎地域の人口推移



	市町村数 [団体 (%) ]	人口 [人 (%) ]	面積 [km <sup>2</sup> (%) ]
過疎地域	817 (47.6)	10,878,797 (8.6)	225,468 (59.7)
全国 (全体)	1,718 (100.0)	127,094,745 (100.0)	377,971 (100.0)
過疎地域	13 (61.9)	375,624 (27.3)	2,831 (68.5)
長崎県 (全体)	21 (100.0)	1,377,187 (100.0)	4,132 (100.0)

◎全国と長崎県の過疎地域の比較 (割合)

全 国	市町村数	過疎 47.6%
	人口	過疎 8.6%
	面積	過疎 59.7%
長 崎 県	市町村数	過疎 61.9%
	人口	過疎 27.3%
	面積	過疎 68.5%

## 【提案・要望実現の効果】

実効性のある過疎対策や人口減少対策等に対して、現行の過疎対策事業債をはじめとする各種支援制度を有効に活用し、過疎地域の自立促進・活性化に向けての計画的かつ効果的な事業を円滑に実施していくことができる。

田園回帰といった都市部から地方へのヒトの流れや、都市部から地方を応援する動き等にも着目し、過疎地域が有する多彩で豊かな自然や歴史・文化、食、伝統技術等も活用することにより、過疎地域のさらなる付加価値を生み出すような取組が促進される。

農地や森林、自然環境など美しく風格ある国土の保全・形成や、ふるさとの生活・暮らしの中で育まれた伝統行事や伝統技術等の次世代への継承等を通じて、過疎地域が果たしている多面的・公益的機能をもつ国民共有の財産を守ることができる。

## 10 外国人材の受入について

【法務省、厚生労働省、文部科学省、農林水産省】

### 【提案・要望】

出入国管理及び難民認定法の改正に伴い、本年4月から施行された新たな在留資格「特定技能」をはじめ、外国人材の受入について、制度の円滑な運用を図るとともに施策の充実強化を図ること

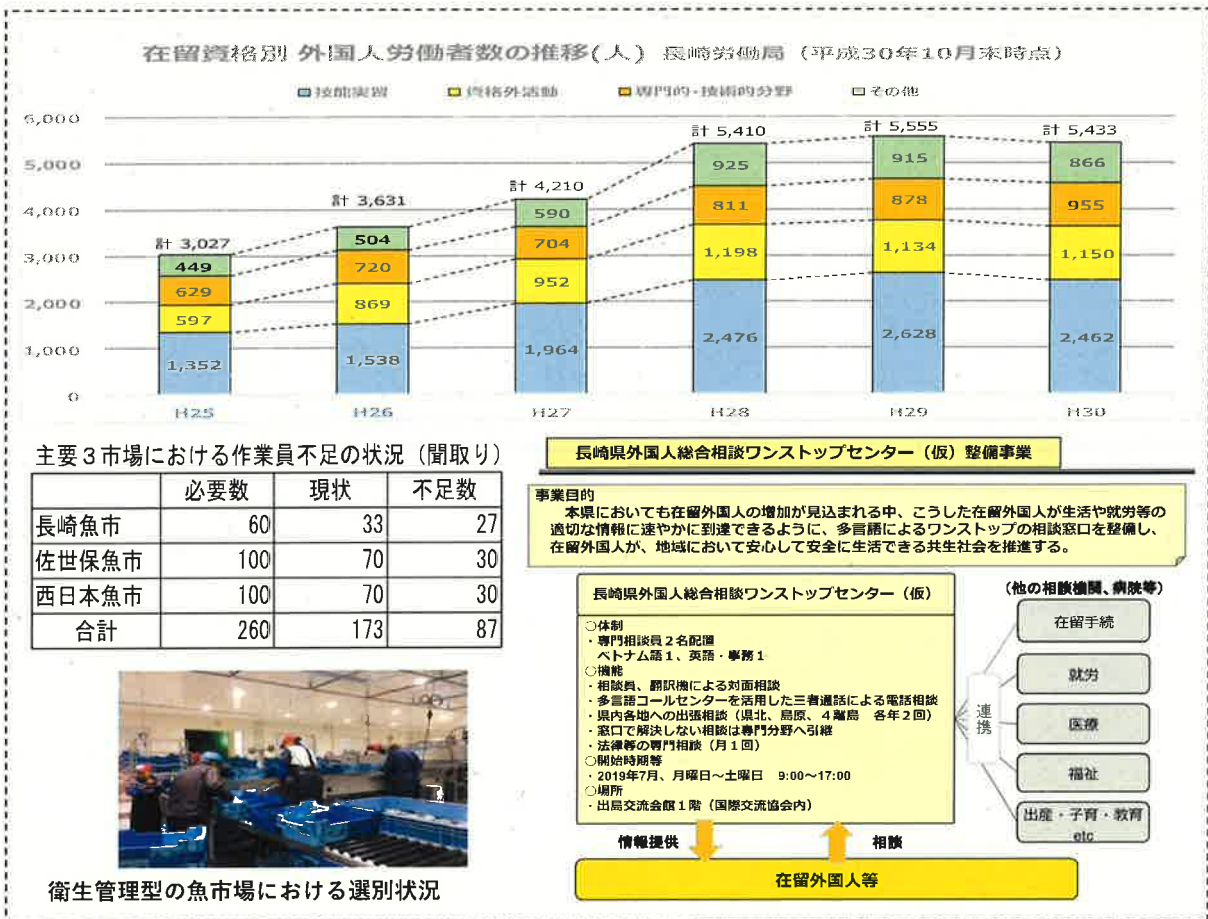
また、在留外国人との共生に当たっては、国が責任を持って、社会保障、生活支援や日本語教育など、多文化共生社会の実現に向けて施策の充実強化を図ること

- (1) 特定技能外国人が大都市圏その他特定の地域に集中することなく、地方の深刻な人手不足に的確に対応できるよう、国において実効性のある措置を着実にを行うとともに、増加する外国人の在留管理に関し、安全・安心な社会の実現のため、不法滞在者等への対策を充実強化すること
- (2) 多文化共生総合相談ワンストップセンターをはじめ、外国人と接する機会の多い行政機関の相談窓口等における多言語対応の体制整備、人材の育成に対して、必要な財政措置を講じること  
また、外国人からの様々な相談に対応するため、24時間対応可能な多言語相談窓口を設置すること
- (3) 日本語が充分でない在留外国人が、地域社会の一員として生活するうえで必要な日本語能力や社会習慣を習得できるように、日本語学習等の機会を提供する公的な仕組みを構築すること
- (4) 我が国への就職を希望する留学生を支援するため、学卒ジョブサポーターを充実させるとともに、受入企業への採用支援策を講じること
- (5) 特定技能の特定産業分野である「飲食料品製造業」において、魚市場における選別・荷捌き作業を対象とする弾力的な運用を行うこと  
また、技能実習においては、魚市場における選別・荷捌き作業について「水産物卸売業」として2号移行対象職種の新設または「食品製造関係」の一環として弾力的な運用を行うこと

### 【本県の現状・課題等】

- (1) 本県では、各産業において人口減少等により人手不足が深刻化し、その重要な担い手として外国人材に依存しており、外国人労働者は平成30年10月末現在、1,174事業所において5,433人雇用されている。そのような中、新たに創設された在留資格「特定技能」においては、賃金水準が高い大都市圏等への流出が懸念される。
- (2) 本県の在留外国人は、新たに特定技能の在留資格が創設されたことにより、さらに増加することが見込まれる。在留外国人が地域で安心して安全に生活するためには、行政・生活情報の多言語による提供、外国人が生活や就労に関する問題についていつでも安心して相談できる環境整備が必要である。
- (3) 日本語を学習する機会については、在留外国人数の多寡もあり、県内においては、3地域（6箇所）での実施にとどまっており、全ての在留外国人が日本語学習の機会を得られる環境整備や日本社会の習慣に対する理解促進を図る必要がある。

- (4) 若い世代を中心とした人口流出が本県の人口減少の大きな要因となっており、各産業を支えていく優秀な人材を確保していくために、留学生の県内就職を促進させる必要がある。
- (5) 魚市場における選別・荷捌き作業は、漁業の最終段階又は食料品製造業の第一段階であるが、省令に規定する「飲食料品製造業」の運用方針に明確に記載されていない。本県水産業において、魚市場での漁獲物の選別・荷捌き等における労働力不足が深刻化し、作業遅延や処理能力の低下が生じ、最も水揚げが多いまき網漁業では、水産物流通の目詰まりと鮮度低下による魚価の下落、漁船の待機時間増加による操業制限が生じており、水産業の成長産業化の障害となっている。
- なお、技能実習においては、衛生管理型の市場に実習生を受け入れ、水産物の衛生管理や鮮度保持技術の習得を図ることにより、送出国の経済発展にも寄与できる。
- (6) 本県では農業者の労力支援のため、本年2月に県が主導して設立した株式会社「エヌ」が受入機関となり、農業現場への外国人材等の早期派遣を目指して事業に取り組んでいる。在留資格「特定技能」については、「在留資格認定証明書」の交付申請から受領までの標準処理期間が1ヶ月から3ヶ月とされており、事業効果の早期発現のためには、地方出入国在留管理局において速やかな事務手続が必要である。



**【提案・要望実現の効果】**

外国人材の受入に関する施策が充実することにより、担い手不足が深刻化する県内各産業において、優秀な外国人材を安定的に確保していくことに繋がる。

# 11 農林水産物の国際貿易交渉に対する慎重な対応について

【内閣府、農林水産省】

## 【提案・要望】

- 1 TPP11協定や日EU・EPA協定の発効後の影響分析と「総合的なTPP等関連政策大綱」に基づく農林水産業の体質強化対策の効果検証を行った上で、生産者が意欲をもって経営を続けられるよう、国の責任において必要な施策を着実に講じるとともに十分な予算確保を図ること
- 2 米国とのTAG（物品貿易協定）や中国、韓国、ASEAN諸国等とのRCEP（東アジア地域包括的経済連携）などの新たな国際貿易交渉が生じた際の国際的ルールづくりに当たっては、国民へ十分な情報開示や丁寧な説明を行い、国民の理解を得ながら交渉を進めるとともに、我が国の農林水産業及び食と地域産業を守るために最大限の努力を払っていくこと

## 【本県の現状・課題等】

平成27年度からの補正予算において、TPP関連対策である、産地パワーアップ事業、畜産クラスター事業等を積極的に活用し、市町、関係団体と一体となり、施設園芸ハウスの整備や肉用牛増頭のための牛舎整備といった持続可能な収益性の高い操業体制への転換など、農林水産業者の体質強化等を推進してきた。

その結果、本県農業産出額の継続的な増加など、一定の成果が見えつつも、農業就業者の減少や高齢化などの構造的課題や中山間や離島半島地域が多いなどの本県の地理的課題に加え、今回の発行で輸入農林水産物との競合が拡大することによって、これら課題が一層拡大することが強く懸念される。

### 1 農林水産業の体質強化対策

TPP11協定等の発効による関税の即時撤廃は避けられたものの、品目によっては、長期的に影響を見極める必要があるものなど、発効後の影響については不明であり、各協定において十分な国境措置が確保されているのか、国内対策の効果が十分なのか確認できていない。

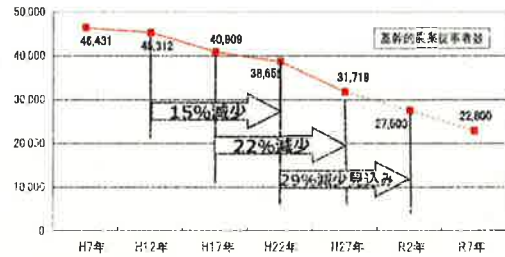
また、平成29年12月に示された影響の試算については、国による各協定の経済効果分析で使用された前提条件によって大きく変動することが予想され、「国内対策により農家所得の確保と国内生産量の維持が見込まれる」との試算結果に対し、提示された生産減少額、国内生産量の影響の範囲に留まるのか、長期的な国内対策の実施や全体予算規模が将来にわたり確実に確保されるか等不透明である。

### 2 新たな国際貿易交渉への対応

米国とのTAG（物品貿易協定）の協議開始やRCEP（東アジア地域包括的経済連携）の動きもあることから、今後、新たな国際貿易ルールづくりに当たっては、過去の経済連携協定で約束した市場アクセスの譲許内容が最大限であることを堅持するなど、我が国の農林水産業をしっかりと守るために必要な国境措置の確保が重要である。

## ●長崎県の農業の現状

- 農業所得が全国に比べ低位  
(産出額に占める生産農業所得の割合38.4% (H29) 全国31位)
- 農業従事者が減少し、高齢化も進行  
(基幹的農業従事者がH27年までの10年間で22%減少)  
(基幹的農業従事者の75歳以上の占める割合は27% (H27))
- 1戸あたりの耕地面積が小さい  
(全国平均2.09haに対し長崎県は1.45ha (全国比69%))



〔厳しい農業の現状〕 + 〔TPP 11 協定や日EU-EPA発効〕  
⇒ 〔加速的目撃継続的な体質強化対策が必要〕

## ●TPP関連対策を活用した本県の取組と効果

### <産地パワーアップ事業>

#### ○J A 島原雲仙 雲仙ブロックリー部会 <取組事例>

- ・育苗ハウス、べたがけ資材の導入→良質な苗生産、厳寒期の安定生産
- ・省力化機械（移植機、乗用管理機）の導入→規模拡大
- ⇒製氷装置を活用した集出荷体制の確立による品質安定により  
栽培面積、販売額、部会員が増加



第48回日本農業賞を受賞した  
雲仙ブロックリー部会生産者



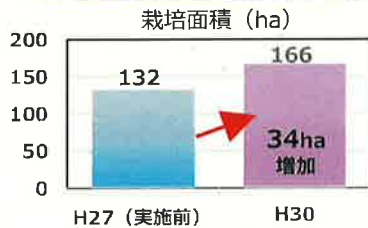
育苗ハウスの導入



省力化機械の導入



本誌めで出荷されるブロックリー



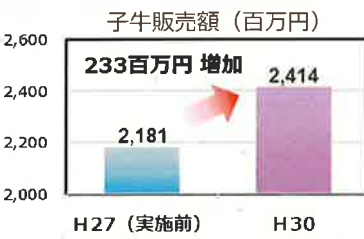
### <畜産クラスター事業>

#### ○五島地域畜産クラスター協議会 <取組事例> (H27~30)

- ・肉用牛繁殖牛舎整備：35棟 (繁殖雌牛1,020頭増頭規模)
- ・キャトルステーションの増設：300頭規模→600頭規模
- ⇒繁殖雌牛の増頭、子牛販売額の増加→新規就農者16名増加



J A ごとうキャトルステーション



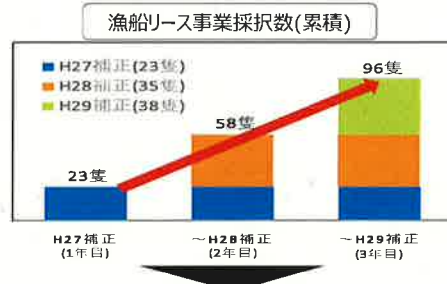
### <浜の担い手漁船リース緊急事業>

#### <取組事例>

- ・大型化した漁船に循環型活魚水槽等を整備  
→操業日数の増加や漁獲物の単価向上
- ・独立のために漁船を導入し延縄漁業等に着業  
→漁業就業者の独立支援や経営安定

⇒5年以内に漁業所得等10%以上向上を計画

持続可能な収益性の高い操業体制への転換を推進



中核的漁業者の育成に貢献